

「平成27年度四国地方公共工事品質確保推進協議会 (第2回幹事会)」の開催について

「平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(第2回幹事会)」を下記のとおり開催しますのでお知らせいたします。

今回の幹事会では、平成27年度の取り組み状況の確認、平成28年度の実施方針(案)の協議、意見交換等を行う予定です。

記

1. 日時：平成28年1月19日(火) 13:30～15:00
2. 場所：高松サポート合同庁舎 低層棟2階アイホール
3. 議事次第：別添のとおり

※取材について:

会議の傍聴及び撮影は、議事の始まるまでとさせていただきます。
なお、会議終了後に会場において取材対応をさせていただきます。

平成28年1月15日

問い合わせ

四国地方公共工事品質確保推進協議会

【事務局】

国土交通省 四国地方整備局

企画部 工事品質調整官 宮脇 工 (内線3130)
技術管理課技術検査官 赤松 伸二 (内線3121)

TEL : 087-851-8061

平成27年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（第2回幹事会）

日時：平成28年1月19日（火）

13:30～15:00

場所：高松サンポート合同庁舎低層棟

アイホールA、B、C会議室

議 事 次 第（案）

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）平成27年度の取り組み状況について

（2）「四国品確協」設置要領の改正（案）について

（3）平成28年度の実施方針（案）について

（4）発注関係事務の実施状況の把握について

（5）意見交換会

（6）その他

4. 閉 会

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会(以下「協議会」という)と称する。

設置要領

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1)各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2)発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3)発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4)地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関をもって構成する。

四国地方公共工事品質確保推進協議会

会長:四国地方整備局長

幹事会

幹事長:企画部長

県部会



H27第1回幹事会(H27.9.2)

徳島県部会 部会長:徳島県土整備部長

(H27.2.12発足) 代表事務所:徳島河川国道事務所、小松島港湾・空港整備事務所

香川県部会 部会長:香川県土木部長

(H27.2.2発足) 代表事務所:香川河川国道事務所、高松港湾・空港整備事務所

愛媛県部会 部会長:愛媛県技術監

(H27.2.4発足) 代表事務所:松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所
大洲河川国道事務所

高知県部会 部会長:高知県土木技術監

(H27.2.5発足) 代表事務所:高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所
中村河川国道事務所

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図るため、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者が責務を果たすことを目的として、協力体制を強化し、情報交換を行うなど相互に緊密な連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 各発注者の発注関係事務の実施状況の把握
- (2) 発注関係事務の適切かつ効率的な運用の実施のために必要な連携や調整
- (3) 発注者共通の課題への対応や各種施策の推進
- (4) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等及びその運営管理

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(県部会)

第7条 協議会の業務を円滑に推進するため、協議会に徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各県の部会（以下「県部会」という）を置く。

- 2 県部会に、部会長を置く。
- 3 部会長は、会務を総理し、県部会を代表する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

- 付則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。
- 付則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。
- 付則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。
- 付則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。
- 付則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。
- 付則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。
- 付則 この要領は、平成27年1月26日から施行する。

別紙1

第4条関係（委員）

（1）会長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委員：国土交通省 四国地方整備局次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 計画保全部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部次長

徳島県 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

別紙2

第6条 関係(幹事)

- (1) 幹事長：国土交通省 四国地方整備局 企画部長
- (2) 幹事：国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官
企画部 総括技術検査官
総務部 契約管理官
建政部 建設産業調整官
建政部 都市調整官
河川部 河川調査官
道路部 地域道路調整官
港湾空港部 事業計画官
営繕部 営繕調査官
- 農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長
林野庁 四国森林管理局 計画保全部 治山課長
環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
高等裁判所 高松高等裁判所 事務局 会計課長
財務省 四国財務局 総務部 会計課長
財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
徳島県 県土整備部 副部長
農林水産部 農山村整備課長
香川県 土木部 次長
農政水産部 農村整備課長
愛媛県 土木部 技術監
農林水産部 農業振興局 農地整備課長
高知県 土木部 土木技術監兼建設検査長
農業振興部 農業基盤課長
市町村 担当部課長等
西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

【オブザーバー】

- 国土交通省 四国運輸局
第五管区海上保安本部
警察庁 四国管区警察局
経済産業省 四国経済産業局
(独) 水資源機構